

指定管理者制度導入の方針

平成 1 7 年 1 1 月

那 珂 市

目 次

1	はじめに	1
	(1) 導入の経緯	
	(2) 指定管理者制度とは	
	(3) 公の施設とは	
2	この方針の位置づけ	1
3	導入の検討	2
	(1) 検討方法	
	(2) 検討の基準	
	(3) 導入時期	
4	導入の準備	2
	(1) 業務内容の検討	
	(2) 条例で定めるべき事項	
5	応募の手続	3
	(1) 募集の方法	
	(2) 募集要項	
	(3) 応募資格	
	(4) 公募の単位	
	(5) 公募の期間	
6	選定の手続	4
	(1) 選定委員会の設置	
	(2) 選定のための評価基準	
	(3) 選定後の手続	
7	指定の手続	5
	(1) 指定の期間	
	(2) 協定の締結	
	(3) 予算措置	
8	指定後の対応	6
	(1) 事業報告書等の提出	
	(2) 指定管理者に対する指示	
	(3) 業務の停止及び指定の取消	
	(4) 指定期間の終了	
9	指定管理者制度の検討結果	7

1 はじめに

(1) 導入の経緯

平成15年6月に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、「公の施設」の管理については、これまでの「管理委託制度」から「指定管理者制度」に変わることになりました。これにより、経過措置の期限である平成18年9月1日までに、指定管理者制度を適用するのか市の直営で行うのか選択することになります。

(2) 指定管理者制度とは

公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる制度です。

(3) 公の施設とは

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」(地方自治法第244条)とされており、指定管理者制度の対象施設となります。ただし、個別の法律(学校教育法、河川法、道路法等)で管理主体が限定されている施設については、指定管理者制度の対象外となります。

2 この方針の位置づけ

指定管理者制度の目的が「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ること。」とされていることから、制度導入にあたっての当面の方針を定めるものです。

なお、この制度は、新たに導入されたもので、他の地方公共団体においてもその運用については模索している状況にありますので、この方針は、社会情勢や他の地方公共団体の動向等にも留意しつつ、内容について継続的に検証を行い、必要に応じて見直すこととします。

3 導入の検討

(1) 検討方法

本市の公の施設の管理運営の現状を再確認し、施設のあり方や管理運営の効率性・経済性など管理運営の全般について見直す中で、制度適用の目的を踏まえ、指定管理者制度を適用するかどうか検討するものとします。

(2) 検討の基準

指定管理者制度の導入への判断基準については、行政責任の確保に配慮しながら、概ね次のとおりとします。なお、導入にあたっては、施設ごとに施設の設置目的や導入効果等十分検討した中で導入するものとします。

- ア 民間団体等の能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズにあったサービスの充実やコストの削減が期待できること。
- イ 民間団体等が同様または類似するサービスを提供していること。あるいは、民間団体等も行うことができる業務であること。
- ウ 利用料金制度を導入することにより、収益が期待できる施設であること。

(3) 導入時期

指定管理者制度を適用するとした公の施設の導入時期については、会計年度との関係や導入準備に十分な期間を取る必要があることなどから次のとおりとします。

- ア 改正前の地方自治法の規定に基づき管理委託している公の施設
平成18年9月1日までに導入するものとします。
- イ 直営等により管理している公の施設
原則として平成19年4月1日から導入環境が整ったものから順次導入するものとします。

4 導入の準備

(1) 業務内容の検討

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、各施設の目的や態様等に応じて設定します。特に指定管理者に併せて事業を展開する場合は、どこまで任せるかを精査し検討するものとします。

また、使用許可等事務及び利用料金制度についても総合的に検討するものとします。

使用許可事務

市長は、条例の定めるところにより、指定管理者に公の施設の使用許可、使用許可の取消などの行政処分を行わせることができますが、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可のような権限については、指定管理者に行わせることはできません。

利用料金制度

市が適当と認めるときは、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることから、指定管理者の自助努力により利用料金収入の増加や経費節減が期待できる施設において、使用料金制度の活用について検討することとします。

経費の負担

指定管理者が管理を行うために必要な経費を賄う方法は、次のとおりです。

- ア すべて市からの支出金で賄う。
- イ すべて利用料金で賄う。
- ウ 一部を市からの支出金で、残りを利用料金で賄う。

(2) 条例で定めるべき事項

指定管理者の適用の有無及び次の事項を条例で定める必要があります。

指定管理者の指定手続（申請の方法、選定基準、事業計画書の提出等）

指定管理者が行う管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）

指定管理者が行う業務の範囲（施設、設備の維持管理、個別の利用許可等）

5 応募の手続

(1) 募集の方法

指定管理者の募集については、原則として公募することとします。

ただし、施設の設置目的、性格、経過、事業の継続性等からあらかじめ指定管理者を特定することが適切であると認められる場合は、公募せずに選定することができるものとします。

公募にあたっては、市広報紙（広報なか等）及び市ホームページへの掲載により行います。

(2) 募集要項

募集要項に規定する事項は概ね次のとおりとし、公の施設の性格等を勘案して設定します。

施設の名称、規模及び内容等

応募資格

応募方法（応募期間、応募方法、説明会の実施等）

提出書類（申請書、応募資格を有していることを証する書類、事業計画書、収支予算書、団体等の概要（経営状況、活動状況）、情報管理体制等）

説明会、現地見学会の有無

指定管理者が行う業務の範囲・業務の実施基準

利用料金制の有無

指定期間

選定方法及び選定基準

申請先

(3) 応募資格

公の施設の性格等によって、指定管理者となりうる民間団体等は異なり、一律に判断す

ることができないため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募資格を定めることとします。

（４）公募の単位

公募は、原則として施設ごとに行いますが、経費の縮減及び一体的運営等の観点から複数の施設を同一の指定管理者に管理を行わせることが適当と認められる場合においては、一括して募集することができるものとします。

（５）公募の期間

公募の期間は、十分な情報を提供するため及び事業者が事業計画等を作成する期間等を考慮し、原則として1ヶ月以上確保するものとします。

6 選定の手続

（１）選定委員会の設置

指定管理者の選定にあたっては、公正かつ適正な審査を行うために、選定委員会を設置するものとします。必要があるときは、申請者へのヒアリングを行うとともに、関係者等への意見を聞くことができるものとします。

（２）選定のための評価基準

選定委員会において審査を行う場合の評価基準については、次のとおりとします。ただし、必要に応じて、これらに他の基準を加えることができるものとします。

<項目>

利用者の平等な利用が確保されるものであること。

利用者への接遇、団体等の透明性・公正性など

利用者に対するサービスの向上を図ることができるものであること。

利便性の確保、利用者への接遇（対応姿勢）、運営の意欲・熱意など

施設の効用を最大限に発揮できるものであること。

施設運営の効率化への取り組み、利用料金設定など

施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。

施設運営の安全性の確保、情報管理体制、危機管理体制など

施設管理経費の縮減が図ることができるものであること。

管理に対する創意工夫など

施設管理を安定して行うことができるものであること。

団体等の安定性・継続性、職員の雇用・処遇、管理運営実績、納税状況など

（３）選定後の手続

指定管理者が選定された後は、次の手順により指定等を行うものとします。

指定管理者選定委員会で選定された者と管理内部の細部について協議し、仮契約を締

結する。

指定管理者に係る議案（公の施設の名称、指定管理者名、指定期間等）を提案する。
議会の議決後、指定管理者を指定する。

7 指定の手続

（１）指定の期間

指定の期間については、指定管理者の安定した管理期間を確保する一方、長期固定による管理の硬直化が生じる恐れもあることから、また、施設サービスの向上や効率性を図るうえからも、その期間を３年から５年程度とし、施設ごとに選定委員会において定めることとします。

（２）協定の締結

指定管理者の指定後、市は指定管理者と指定期間全体の「基本協定」を締結するとともに、毎年度、事業の実施に係る「年度協定」を締結するものとします。

「基本協定」及び「年度協定」の内容については、概ね次のとおりとします。

基本協定

- ア 施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）
- イ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ウ 指定期間
- エ 事業計画及び管理経費に関する事項
- オ 利用料金に関する事項
- カ 個人情報保護に関する事項
- キ 情報公開に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 事故及び損害の賠償に関する事項
- コ 事故報告に関する事項
- サ 事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- シ その他市長が必要と認める事項

年度協定

- ア 当該年度の事業の実施に関する事項
- イ 委託料の支払いに関する事項
- ウ 事業報告に関する事項

（３）予算措置

指定管理者の指定期間を複数年とした場合、指定管理者に対して、その管理に要する経費については、原則として債務負担行為を設定するものとします。ことにより、指定管理者による指定期間内の安定的な管理を確保するとともに、行政側の負担の範囲を明確にするものとします。

8 指定後の対応

(1) 事業報告書等の提出

指定管理者は、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等が記載された事業報告書等を作成し、市に提出するものとします。

(2) 指定管理者に対する指示

市は、事業報告書等を精査し、指定管理者による管理実態を把握するとともに、事業内容に改善が必要と認める場合は、指定管理者に対して、業務の改善・是正等の措置を講じるよう指示するものとします。

(3) 業務の停止及び指定の取消

市は、指定管理者が適切な管理を実施しているかどうかの点検を常に行い、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定期間内であっても必要に応じて業務の停止や指定の取消しを行うことができるものとします。

(4) 指定期間の終了

指定管理者は、指定期間終了時に、次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに、市長が特に必要がないと認めた場合を除き、施設を現状に回復することとします。

9 指定管理者制度の検討結果

(1) 直営（業務委託を含む。）とする施設

那珂市福ヶ平霊園	那珂市菅額田第2住宅	那珂市菅静駅前住宅
那珂市瓜連富士霊園	那珂市菅鷺内住宅	那珂市菅中里住宅
戸崎地区農業集落排水処理施設	那珂市菅中宿住宅	那珂市菅諏訪前住宅
西木倉地区農業集落排水処理施設	那珂市菅上宿西住宅	那珂市中央公民館
門部地区農業集落排水処理施設	那珂市菅かしま台住宅	瓜連グラウンド
神崎額田地区農業集落排水処理施設	那珂市菅茨野住宅	瓜連プール
戸多北部地区農業集落排水処理施設	那珂市菅鴻巣住宅	那珂市曲がり屋

(2) 指定管理者制度を検討する施設

常陸鴻巣駅ふれあい駅舎	菅谷西学童保育所	高内公園
那珂市総合保健福祉センター	五台学童保育所	ふれあいセンターよしの
余暇活用施設「しどりの里」	戸多学童保育所	ふれあいセンターよこぼり
静峰ふるさと公園 (静峰ふるさと公園交流センター)	芳野学童保育所	那珂市総合センターらぼーる
静峰ふるさと公園駐車場	瓜連学童保育所	那珂総合公園
那珂市菅谷保育所	那珂聖苑	ふれあいの杜公園
那珂市額田保育所	宮の池公園	神崎グラウンド
本米崎学童保育所	みの内中央公園	神崎テニスコート
横堀学童保育所	みの内北公園	瓜連テニスコート
額田学童保育所	中谷原公園	瓜連体育館
菅谷学童保育所	中谷原西公園	那珂市歴史民俗資料館
菅谷東学童保育所	上菅谷駅西公園	

(3) 合併協定項目による検討する施設

静公民館	瓜連中公民館	中里公民館
下大賀公民館	瓜連下公民館	瓜連鹿島公民館
瓜連上公民館	古徳公民館	平野公民館 (平野コミュニティセンター)